

奈良市公報

号外第2号 令和6年3月規則

令和7年10月17日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

規則

月	日	番号	件名	主管
3	11	4	奈良市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則	子ども育成課
3	11	5	奈良市マイナンバーカードセンター規則を廃止する規則	市民課
3	11	6	奈良市空家等対策推進協議会規則及び奈良市空家等対策の推進に関する規則の一部を改正する規則	住宅課
3	29	7	奈良市公告式条例及び奈良市行政手続条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	法務ガバナンス課
3	29	8	奈良市行政組織規則等の一部を改正する規則	人事課
3	29	9	奈良市いじめ問題再調査委員会規則の一部を改正する規則	子ども政策課
3	29	10	奈良市公共施設再生可能エネルギー実装事業者選定委員会規則	環境政策課
3	29	11	奈良市会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則	人事課
3	29	12	職員の職に関する規則及び奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則	人事課
3	29	13	公益的法人等への奈良市職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	人事課
3	29	14	給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則	人事課
3	29	15	奈良市会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則の一部を改正する規則	人事課
3	29	16	奈良市会計規則の一部を改正する規則	会計課
3	29	17	奈良市八条・大安寺周辺地区土地区画整理事業に係る固定資産税等の特例に関する条例施行規則	新駅まちづくり推進課
3	29	18	奈良市子どもセンター所長事務委任規則の一部を改正する規則	子育て相談課
3	29	19	奈良市生活保護法施行細則の一部を改正する規則	保護課
3	29	20	奈良市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則	子育て相談課
3	29	21	奈良市国民健康保険規則の一部を改正する規則	国保年金課

3	29	22	奈良市介護保険規則の一部を改正する規則	介護福祉課
3	29	23	奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準、手続等に関する条例施行規則を廃止する規則	地域づくり推進課
3	29	24	奈良市営駐車場条例施行規則の一部を改正する規則	土木管理課
3	29	25	奈良市自転車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則	環境政策課
3	29	26	奈良市中小企業資金融資規則の一部を改正する規則	産業政策課
3	29	27	奈良市病院事業会計規則の一部を改正する規則	医療政策課
3	29	28	奈良市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則	消防局総務課
3	29	29	奈良市消防職員の区分及び消防吏員の階級に関する規則の一部を改正する規則	消防局総務課

規

則

奈良市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 11 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第 4 号

奈良市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市子ども医療費の助成に関する条例施行規則（昭和 48 年奈良市規則第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 2 号中「12 歳」を「18 歳」に改め、同項第 3 号及び第 4 号を削り、同条第 2 項第 2 号中「12 歳」を「18 歳」に改め、同項第 3 号及び第 4 号を削る。

別記第 3 号様式を次のように改める。

第3号様式(第4条、第5条―第7条関係)

子ども医療費受給資格証		現物
公費負担者番号		
受給者番号		
受給者	住所	
	氏名	
	生年月日	年 月 日
一部負担金	通院	1レセプトにつき1,000円
	入院	1レセプトにつき500円 (14日以上入院は1,000円)
	調剤	なし
有効期間		年 月 日から 年 月 日まで
発行機関名 及び印		
交付年月日		年 月 日
(注) 奈良県外での受診、柔道整復・訪問看護以外の療養費は、現物給付の対象となりません。自己負担額を支払い、領収書を受け取つて市窓口へ直接申請してください。		

(注) 裏面に注意事項を記載する。

別記第 3 号様式の 2 及び第 3 号様式の 3 を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の奈良市子ども医療費の助成に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第 4 条第 1 項第 2 号及び同条第 2 項第 2 号並びに別記第 3 号様式の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市子ども医療費の助成に関する条例施行規則第 4 条第 1 項第 2 号及び第 3 号並びに別記第 3 号様式及び第 3 号様式の 2 の規定に基づき交付されている資格証は、その有効期間に限り、新規則第 4 条第 1 項第 2 号及び別記第 3 号様式の規定による資格証とみなす。

(令和 6 年 3 月 11 日揭示済)

奈良市マイナンバーカードセンター規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 11 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第 5 号

奈良市マイナンバーカードセンター規則を廃止する規則

奈良市マイナンバーカードセンター規則（令和 2 年奈良市規則第 43 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 6 年 3 月 11 日揭示済)

奈良市空家等対策推進協議会規則及び奈良市空家等対策の推進に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 11 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第 6 号

奈良市空家等対策推進協議会規則及び奈良市空家等対策の推進に関する規則の一部を改正する規則
(奈良市空家等対策推進協議会規則の一部改正)

第 1 条 奈良市空家等対策推進協議会規則（平成 27 年奈良市規則第 66 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「第 7 条第 2 項」を「第 8 条第 2 項」に改める。

(奈良市空家等対策の推進に関する規則の一部改正)

第 2 条 奈良市空家等対策の推進に関する規則（平成 28 年奈良市規則第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 14 条第 1 項」を「第 22 条第 1 項」に改める。

第 6 条中「第 14 条第 2 項」を「第 22 条第 2 項」に改める。

第 7 条中「第 14 条第 3 項」を「第 22 条第 3 項」に改める。

第 8 条第 1 項を次のように改める。

法第 22 条第 4 項の通知書は、別記第 5 号様式によるものとする。

第 8 条第 2 項中「第 14 条第 4 項」を「第 22 条第 4 項」に改める。

第 9 条第 1 項中「第 14 条第 5 項」を「第 22 条第 5 項」に改め、同条第 2 項中「第 14 条第 7 項」を「第 22 条第 7 項」に改める。

第 10 条中「第 14 条第 7 項及び第 10 項」を「第 22 条第 7 項及び第 10 項」に改める。

第 11 条中「第 14 条第 11 項の規定による」を「第 22 条第 13 項の」に改める。

第 12 条から第 14 条までの規定中「第 14 条第 9 項」を「第 22 条第 9 項」に改める。

別記第 2 号様式中「第 14 条第 1 項」を「第 22 条第 1 項」に、「第 14 条第 2 項」を「第 22 条第 2 項」に改める。

別記第 3 号様式中「第 14 条第 2 項」を「第 22 条第 2 項」に、「第 14 条第 3 項」を「第 22 条第 3 項」に改める。

別記第4号様式中「第14条第3項」を「第22条第3項」に、「第16条第1項」を「第30条第1項」に、「第14条第9項」を「第22条第9項」に改める。

別記第5号様式中「第14条第3項」を「第22条第3項」に、「第14条第4項」を「第22条第4項」に改める。

別記第6号様式中「第14条第4項」を「第22条第4項」に改める。

別記第7号様式中「第14条第5項」を「第22条第5項」に改める。

別記第8号様式中「第14条第4項」を「第22条第4項」に改める。

別記第9号様式中「第14条第3項」を「第22条第3項」に改める。

別記第10号様式から第12号様式までの規定中「第14条第9項」を「第22条第9項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市空家等対策の推進に関する規則に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(令和6年3月11日揭示済)

奈良市公告式条例及び奈良市行政手続条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和6年3月29日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第7号

奈良市公告式条例及び奈良市行政手続条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

奈良市公告式条例及び奈良市行政手続条例の一部を改正する条例（令和6年奈良市条例第4号）の施行期日は、令和6年4月1日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和6年3月29日揭示済)

奈良市行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第8号

奈良市行政組織規則等の一部を改正する規則

(奈良市行政組織規則の一部改正)

第1条 奈良市行政組織規則（平成14年奈良市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第2条の表危機管理監の部中「市民安全係」を「総務係 市民安全係」に改め、同表総合政策部の部中

総合政策課	政策推進係 企画政策係 学生のまち支援係	を
-------	----------------------	---

総合政策課		に、
-------	--	----

DX推進課	情報政策係 システム基盤推進係 DX推進係	を
-------	-----------------------	---

DX推進課		に改め、同表総務部の部資産管理課の項中「管理係」を「管理係 資産活用係」に改め、同部中
-------	--	---

納税課	ふるさと納税係 検収係 収納係	を
-----	-----------------	---

納税課	管理係 検収係 収納係
ふるさと納税室	

に改め、同表健康医療部の部新型コロナウイルス

ルスワクチン接種推進課の項を削り、同部母子保健課の項中「母子保健係」を「母子保健係 母子支援係」に改め、同表環境部の部環境清美工場の項中「施設第五係」を「施設第五係 施設第六係」に改める。

第3条第1項市民安全係の部分の前に次のように加える。

総務係

- (1) 防災に関する総合企画及び推進に関すること。
- (2) 防災に関するシステムの導入、維持管理及び総合調整に関すること。
- (3) 防災計画に関すること。
- (4) 防災会議及び災害対策本部に関すること。
- (5) その他緊急な災害等の対応に関すること。

第3条第1項災害対策係の部分中第1号から第3号までを削り、第4号を第1号とし、第5号を第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (3) 防災行政無線及びシステム通信に関すること。

第3条第1項災害対策係の部分中第6号を第4号とし、第7号から第9号までを2号ずつ繰り上げ、同条第2項中「市民安全係及び災害対策係」を「総務係、市民安全係及び災害対策係」に改める。

第5条を次のように改める。

(総合政策課の事務)

第5条 総合政策課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 総合計画に関すること。
- (2) 市議会の招集その他市議会との連絡及び執行機関との連絡に関すること。
- (3) 新市建設計画に関すること。
- (4) 中核市市長会に関すること。
- (5) 地方分権に関すること。
- (6) 市長特命事項及び重要施策の調査研究、企画及び推進に関すること。
- (7) 政策の調整に関すること。
- (8) まち・ひと・しごと創生総合戦略に関すること。
- (9) 世論調査に関すること。
- (10) 産地学官の連携に関すること。
- (11) 学生の支援に関すること。
- (12) 課の庶務に関すること。

第7条を次のように改める。

(DX推進課の事務)

第7条 DX推進課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 情報化に係る計画の立案、総合調整に関すること。
- (2) 情報セキュリティのマネジメントに関すること。
- (3) 地域情報化の推進に関すること。
- (4) 社会保障・税番号制度の総合調整、企画及び推進に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
- (5) 地理情報システムの導入、維持管理及び総合調整に関すること。
- (6) 奈良県地域デジタル化推進協議会に関すること。
- (7) ネットワークシステムの開発・運用管理に関すること。
- (8) 行政情報通信基盤の構築・維持管理に関すること。
- (9) 情報資産の導入・維持管理に関すること。
- (10) 共通基盤システムの維持管理に関すること。
- (11) 庁内共通システム（DX関連ツール等）の運用管理に関すること。
- (12) DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進に向けた調査、立案及び総合調整に関すること。
- (13) 情報システム最適化及び自治体情報システムの標準化に関すること。

- (14)最新技術の活用による行政サービスの向上に関する事。
- (15)デジタルを活用した行政システムの研究開発に関する事。
- (16)ビッグデータ・オープンデータに関する事。
- (17)窓口業務における DX の推進に関する事。
- (18)行政手続のオンライン化の推進に関する事。
- (19)奈良デジタル市役所の構築、運用管理に関する事。
- (20)DX 人材の育成、職員の DX スキルの向上に関する事。
- (21)課の庶務に関する事。

第 10 条ガバナンス推進係の部分中第 11 号を第 12 号とし、第 10 号の次に次の 1 号を加える。

- (11)外郭団体の運営及び監理の統括に関する事。

第 10 条指導監査係の部分の第 7 号中「、指定介護療養型医療施設」を削る。

第 14 条の 2 管理係の部分の第 2 号中「、管理及び処分」を「及び管理」に改め、同部分の第 13 号を削り、同部分の第 14 号を同部分の第 13 号とし、同部分の次に次のように加える。

資産活用係

- (1) 公有財産の処分にに関する事。

第 14 条の 2 庁舎・公用車管理係の部分の第 1 号中「及び施設修繕」を削り、「こと」の次に「(営繕工事を除く。)」を加える。

第 15 条第 1 項課税第一係の部分の第 1 号及び課税第二係の部分の第 1 号中「市民税及び県民税」を「市民税、県民税及び森林環境税」に改める。

第 17 条第 1 項ふるさと納税係の部分中「ふるさと納税係」を「管理係」に改め、同部分中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、同項検収係の部分の第 2 号中「県民税」の次に「及び森林環境税」を加え、同項収納係の部分の第 3 号及び第 4 号中「市・県民税」を「個人の市民税、県民税及び森林環境税」に改め、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 納税課ふるさと納税室の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) ふるさと納税の啓発及び推進に関する事。
- (2) ふるさと納税の寄附の受付に関する事。
- (3) ふるさと納税の返礼品に関する事。

第 28 条第 1 項人権啓発係の部分に次の 1 号を加える。

- (5) 人権教育推進協議会事務局に関する事。

第 28 条に次の 1 項を加える。

3 各人権文化センターの分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 人権問題に係る啓発に関する事。
- (2) 生涯学習の推進に関する事。
- (3) 地域福祉活動の推進に関する事。
- (4) 住民交流の促進に関する事。
- (5) その他人権文化センターの設置目的を達成するために必要な事業に関する事。

第 30 条企画政策係の部分中第 14 号を第 15 号とし、第 13 号の次に次の 1 号を加える。

- (14)災害救助に関する事。

第 30 条地域包括ケア推進係の部分中第 8 号を削り、第 9 号を第 8 号とする。

第 34 条の 4 施設整備係の部分の第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

- (1) 介護サービス事業者等の指定、開設許可及び更新に関する事。
- (2) 介護サービス事業者等の休止、廃止及び変更並びに加算の届出に関する事。

第 34 条の 4 施設整備係の部分の第 4 号及び第 5 号を次のように改める。

- (4) 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームの認可及び届出に関する事。
- (5) 特別養護老人ホーム等施設整備に関する事。

第 34 条の 4 施設整備係の部分中第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とし、第 8 号を第 7 号とし、第 9 号を第 8 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

- (9) 介護人材の確保に関する事。

第 34 条の 4 施設整備係の部分の第 10 号中「奈良市地域密着サービス運営委員会」を「奈良市地域密着型サービス運営委員会」に改め、同部分に次の 1 号を加える。

(11) 施設における虐待の防止に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

第 35 条企画政策係の部分の第 5 号中「子ども・子育て支援事業計画」の次に「(子どもの貧困対策計画を含む。)」を加え、同部分の第 6 号中「調整」を「企画、調整及び推進」に改め、同条幼保連携推進係の部分中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とする。

第 35 条の 2 経理係の部分の第 5 号を次のように改める。

(5) 民間保育所及び民間幼保連携型認定こども園（以下「民間保育所等」という。）の指導監査並びに認可外保育施設の立入調査（給食に係る部分に限る。）に関すること。

第 35 条の 2 保育・教育指導係の部分の第 2 号を次のように改める。

(2) 民間保育所等への指導助言（保育内容に係る部分に限る。）に関すること。

第 35 条の 2 保育・教育指導係の部分の第 6 号を次のように改める。

(6) 民間保育所等の指導監査及び認可外保育施設の立入調査（保育内容に係る部分に限る。）に関すること。

第 35 条の 2 保育・教育指導係の部分中第 11 号を第 12 号とし、第 7 号から第 10 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 市立こども園等及び民間保育所等の園児の虐待防止に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

第 35 条の 2 保育・教育指導係の部分に次の 1 号を加える。

(13) 市立こども園等の発達支援に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

第 35 条の 3 民間施設係の部分の第 1 号中「民間保育所及び民間幼保連携型認定こども園」を「民間保育所等」に改め、同部分の第 4 号中「民間幼保連携型認定こども園」を「民間認定こども園」に改める。

第 36 条の 4 医療政策係の部分中第 9 号から第 11 号までを削り、第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) 熱中症予防に関すること。

第 36 条の 4 医療政策係の部分中第 12 号を第 10 号とする。

第 36 条の 5 管理係の部分の第 2 号中「(新型コロナウイルスワクチン接種推進課の主管に属するものを除く。)」を削る。

第 36 条の 6 を次のように改める。

第 36 条の 6 削除

第 36 条の 7 母子総務係の部分の第 1 号中「特定不妊治療費及び一般不妊治療費」を「不妊治療費及び不育症治療費」に改め、同部分の第 2 号中「妊娠判定受診料及び妊婦健康診査費用」を「妊婦健康診査費用及び新生児聴覚検査費用」に改め、同部分の第 4 号を同部分の第 5 号とし、同部分の第 3 号を同部分の第 4 号とし、同部分の第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 出産・子育て応援給付金に関すること。

第 36 条の 7 母子健診係の部分の第 3 号中「妊産婦、乳幼児及び未熟児訪問」を「母子の栄養」に改め、同条母子保健係の部分の第 2 号中「生涯を通じた女性の健康支援」を「妊産婦、乳幼児及び未熟児訪問」に改め、同部分の第 3 号及び第 4 号を削り、同部分の第 5 号を同部分の第 3 号とし、同条に次のように加える。

母子支援係

(1) 母子健康手帳の作成及び交付に関すること。

(2) 生涯を通じた女性の健康支援に関すること。

(3) こども家庭センターに関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

第 41 条第 1 項に次のように加える。

施設第六係

(1) 焼却残灰等の運搬及び管理に関すること。

(2) 運搬車両の日常点検に関すること。

第 42 条の 2 環境政策係の部分中第 11 号を第 12 号とし、第 4 号から第 10 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 環境教育の推進に関すること。

第 42 条の 2 ゼロカーボンシティ推進係の部分中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、第

5 号を第 4 号とする。

第 45 条総務係の部分の第 1 号から第 7 号までを次のように改める。

- (1) 商工業の振興に関する事。
- (2) 中小企業の振興に関する事。
- (3) 中小企業の金融対策に関する事。
- (4) 商工業関係諸団体にに関する事。
- (5) 商店街及び中心市街地の活性化に関する事。
- (6) 伝統産業及び伝統工芸の振興に関する事。
- (7) なら工藝館に関する事。

第 45 条総務係の部分中第 8 号を削り、第 9 号を第 8 号とし、第 10 号から第 12 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条創業支援係の部分中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 買い物支援事業者に関する事。

第 45 条企業誘致係の部分の第 1 号中「企業誘致」を「企業立地の促進」に改め、同部分の第 2 号を削り、同部分の第 3 号中「産学官連携」を「産学官連携の促進」に改め、同号を同部分の第 2 号とする。

第 46 条ブランド推進係の部分中第 7 号を第 9 号とし、第 6 号の次に次の 2 号を加える。

- (7) 農業関係諸団体の育成に関する事。
- (8) 新規就農者の誘致に関する事。

第 46 条農林経営係の部分の第 1 号中「生産指導」を「担い手育成」に改め、同部分の第 3 号中「農林」を「林業」に改め、同部分の第 10 号中「林道」を「農道及び林道」に改め、同部分の第 13 号中「農業振興に関する」を「農業振興地域整備」に改め、同部分の第 15 号を削り、同部分の第 16 号中「こと」の次に「(他課の主管に属するものを除く。)」を加え、同号を同部分の第 15 号とし、同部分中第 17 号を第 16 号とし、第 18 号から第 23 号までを 1 号ずつ繰り上げ、第 24 号を削る。

第 47 条の 2 第 1 号中「JR 新駅周辺整備推進課」を「新駅まちづくり推進課」に改める。

第 47 条の 3 中第 11 号を第 12 号とし、第 8 号から第 10 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

- (8) 奈良中心市街地公共交通活性化協議会の事務局に関する事。

第 55 条第 1 項施設管理係の部分中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 私道の整備に関する事。

第 55 条第 1 項舗装道補修係の部分中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とする。

(奈良市役所出張所事務分掌規則の一部改正)

第 2 条 奈良市役所出張所事務分掌規則(昭和 44 年奈良市規則第 47 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 第 2 項住民係の部分中第 38 号を第 40 号とし、第 28 号から第 37 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 27 号の次に次の 2 号を加える。

- (28) 生活保護に係る医療扶助に関する事。
- (29) 戦傷病者及び遺族援護に関する申請等の受付に関する事。

第 2 条の 2 第 2 項住民係の部分中第 27 号を削り、第 26 号を第 27 号とし、第 20 号から第 25 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 19 号の次に次の 1 号を加える。

- (20) 障害者福祉に関する申請等の受付に関する事。

(奈良市子どもセンター組織規則の一部改正)

第 3 条 奈良市子どもセンター組織規則(令和 4 年奈良市規則第 25 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条子育て係の部分の第 6 号中「エンゼルサポート事業」を「子育て世帯訪問支援事業」に改め、同部分に次の 1 号を加える。

- (8) こども家庭センターに関する事(他課の主管に属するものを除く。)

第 4 条発達支援係の部分に次の 2 号を加える。

- (3) 親子関係形成支援事業に関する事。
- (4) こども家庭センターに関する事(他課の主管に属するものを除く。)

第 4 条に次の 1 項を加える。

2 前項に規定する子育て係及び発達支援係に共通する事務の範囲については、子育て相談課長が定める。

第 6 条第 1 項子ども支援第二係の部分中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) こども家庭センターに関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

第 6 条第 1 項子ども支援第三係の部分に次の 1 号を加える。

(3) こども家庭センターに関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(奈良市予防接種健康被害調査委員会規則の一部改正)

2 奈良市予防接種健康被害調査委員会規則（平成 27 年奈良市規則第 32 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項を削り、附則第 1 項の見出し及び項番号を削る。

(奈良市職員の退職管理に関する規則の一部改正)

3 奈良市職員の退職管理に関する規則（平成 28 年奈良市規則第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 8 号中「、文化財防災官及び指揮救助隊長」を「及び指揮隊長」に改める。

(給料等の支給に関する規則の一部改正)

4 給料等の支給に関する規則（昭和 41 年奈良市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 学校その他の教育機関の部中 「次長級 85,700 円 10,000 円 5,000 円」を

「

部長級	104,200 円	12,000 円	6,000 円
次長級	85,700 円	10,000 円	5,000 円

」に改める。

(奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正)

5 奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和 43 年奈良市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 4 級の項中 「1 小隊長及び副小隊長の職務 2 指揮支援副隊長の職務」を「1 小隊長及び副小隊長の職務」に改め、同表の 5

級の項中 「6 市民サービスセンター所長の職務 7 マイナンバーカードセンター所長の職務」を「6 ふるさと納税室長の職務 7 市民サービスセンター長の職務」に、

「19 土木管理センター所長の職務」を「19 消防署長補佐、中隊長及び消防分署長の職務

20 消防署長補佐、中隊長及び消防分署長の職務」を「20 指揮副隊長の職務」に改

21 指揮支援隊長の職務」を「21 文化財防災官の職務」に

「7 消防署長の職務」を「7 土木管理センター所長の職務

め、同表の 6 級の項中 「8 消防副署長の職務 9 文化財防災官の職務」を「8 消防署長の職務 9 消防副署長の職務」に、「指揮救助隊長」を

「7 相当の経験を有する文化財防災官の職務

「指揮隊長」に改め、同表の 7 級の項中 「8 相当の経験を有する中央図書館長の職務 9 相当の経験を有する高等学校事務室事務長の職務」を

10 相当の経験を有する農業委員会事務局長の職務」

「7 相当の経験を有する中央図書館長の職務

8 相当の経験を有する高等学校事務室事務長の職務」に改める。

9 相当の経験を有する農業委員会事務局長の職務」

(令和 6 年 3 月 29 日揭示済)

奈良市いじめ問題再調査委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第 9 号

奈良市いじめ問題再調査委員会規則の一部を改正する規則

奈良市いじめ問題再調査委員会規則（平成 30 年奈良市規則第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び奈良市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 27 年奈良市条例第 30 号）第 5 条」を削る。

第 8 条及び第 9 条を削り、第 10 条を第 8 条とし、第 11 条を第 9 条とする。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 6 年 3 月 29 日揭示済)

奈良市公共施設再生可能エネルギー実装事業者選定委員会規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第 10 号

奈良市公共施設再生可能エネルギー実装事業者選定委員会規則

(目的)

第 1 条 この規則は、奈良市附属機関設置条例（平成 27 年奈良市条例第 1 号）第 3 条及び奈良市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 27 年奈良市条例第 30 号）第 5 条の規定により、奈良市公共施設再生可能エネルギー実装事業者選定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 委員会は、委員 5 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) その他市長が適当と認める者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第 6 条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(報酬)

第 7 条 委員の報酬の額は、日額 10,000 円とする。

(費用弁償)

第 8 条 委員の費用弁償の額は、奈良市報酬及び費用弁償に関する条例別表第 2 に掲げる額とする。

(庶務)

第 9 条 委員会の庶務は、環境政策課において行う。

(委任)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 6 年 3 月 29 日掲示済)

奈良市会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第 11 号

奈良市会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則

奈良市会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和 2 年奈良市規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

別記様式中	勤務場所		を
	従事すべき業務の内容		

勤務場所	(雇入れ直後)	(変更の範囲)	に、
従事すべき業務の内容	(雇入れ直後)	(変更の範囲)	

「9 期末手当（有（ ）、無）」を

「9 期末勤勉手当（有（ ）、無）」に、

「※ 本通知書の交付は、労働基準法第 15 条に基づく労働条件を明示するものであること。」を

「※ 本通知書の交付は、労働基準法第 15 条に基づく労働条件を明示するものであること。

※ 任用期間が年度の中途になっている場合、通算契約期間は当該会計年度を上限とする。に改める。

※ 条例改正等により、任用日に遡及して基本報酬又は給料が変更となる場合がある。」

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市会計年度任用職員の任用等に関する規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(令和 6 年 3 月 29 日掲示済)

職員の職に関する規則及び奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第 12 号

職員の職に関する規則及び奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

(職員の職に関する規則の一部改正)

第 1 条 職員の職に関する規則（昭和 43 年奈良市規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表技能労務職員の項中「清掃業務員」の次に「、労務業務員」を加える。

(奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正)

第 2 条 奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和 43 年奈良市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 1 項中「18 月（ ）の次に「第 1 号から第 3 号に掲げる者で必要経験年数が 10 年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては 12 月とし、」を加える。

別表第 6 職種の項中「清掃業務員」の次に「、労務業務員」を加え、同表備考第 2 項中「自動車運転手及び清掃作業員」を「公用車管理業務員、清掃業務員、労務業務員」に、「並びに市長が」を「及び市長が」に改める。

別表第 8 を次のように改める。

別表第 8 (第 19 条関係)

昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇格後の号給								
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1	1	1	1
11	1	1	1	3	3	1	1	1	1
12	1	1	1	4	4	1	1	1	1
13	1	1	1	5	5	1	1	1	1
14	1	1	1	6	6	2	2	1	1
15	1	1	1	7	7	3	3	1	1
16	1	1	1	8	8	4	4	1	1
17	1	1	1	9	9	5	5	1	1
18	1	2	2	10	10	6	6	2	1
19	1	3	3	11	11	7	7	3	1
20	1	4	4	12	12	8	8	4	1
21	1	5	5	13	13	9	9	5	1
22	1	6	6	14	14	10	10	6	2
23	1	7	7	15	15	11	11	7	3
24	1	8	8	16	16	12	12	8	4
25	1	9	9	17	17	13	13	9	5
26	1	10	10	18	18	14	14	10	6
27	1	11	11	19	19	15	15	11	7
28	1	12	12	20	20	16	16	12	8
29	1	13	13	21	21	17	17	13	9
30	1	14	14	22	22	18	18	13	10
31	1	15	15	23	23	19	19	13	11
32	1	16	16	24	24	20	20	13	12
33	1	17	17	25	25	21	21	13	13
34	2	18	18	26	26	21	22	14	13
35	3	19	19	27	27	22	23	14	13
36	4	20	20	28	28	22	24	14	14
37	5	21	21	29	29	23	25	14	14

38	6	22	22	30	30	23	25	14	14
39	7	23	23	31	31	24	26	15	15
40	8	24	24	32	32	24	26	15	15
41	9	25	25	33	33	25	27	15	15
42	10	26	26	34	34	25	27	15	
43	11	27	27	35	35	26	28	15	
44	12	28	28	36	36	26	28	16	
45	13	29	29	37	37	27	28	16	
46	14	30	30	38	38	27	28		
47	15	31	31	39	39	28	28		
48	16	32	32	40	40	28	29		
49	17	33	33	41	41	29	29		
50	18	34	34	42	41	29	29		
51	19	35	35	43	42	29	29		
52	20	36	36	44	42	29	29		
53	21	37	37	45	43	30	30		
54	21	37	38	46	43	30	30		
55	22	38	39	47	44	30	30		
56	22	38	40	48	44	30	30		
57	23	39	41	49	45	31	30		
58	23	39	42	50	45	31	31		
59	24	40	43	51	46	31	31		
60	24	40	44	52	46	31	31		
61	25	41	45	53	47	31	31		
62	25	42	45	54	47	31			
63	26	43	45	55	48	31			
64	26	44	46	56	48	31			
65	27	45	46	57	49	31			
66	27	45	46	58	49	31			
67	28	46	47	59	50	31			
68	28	46	47	60	50	31			
69	29	47	47	61	50	31			
70	29	47	48	62	50	31			
71	29	48	48	63	50	31			
72	30	48	48	64	50	31			
73	30	49	49	65	50	31			
74	30	49	49	66	50	31			
75	31	49	49	67	50	31			
76	31	49	50	68	50	31			
77	31	49	50	68	51	31			
78	32	50	50	68	51	32			
79	32	50	51	68	51	32			
80	32	50	51	68	51	32			
81	33	50	51	69	51	32			
82	33	50	52	69	51	32			
83	33	51	52	69	51	32			

84	34	51	52	69	51	32			
85	34	51	53	69	51	33			
86	34	51	53	70	51				
87	35	51	53	70	51				
88	35	52	53	70	51				
89	35	52	54	71	52				
90	36	52	54	72	52				
91	36	52	54	73	52				
92	36	52	54	74	52				
93	37	53	55	75	53				
94		53	55						
95		53	55						
96		53	55						
97		53	55						
98		54	55						
99		54	55						
100		54	56						
101		54	56						
102		54	56						
103		55	56						
104		55	56						
105		55	56						
106		55	56						
107		55	57						
108		56	57						
109		56	57						
110		56	57						
111		56	57						
112		56	57						
113		56	57						
114		56							
115		56							
116		56							
117		57							
118		57							
119		57							
120		57							
121		57							
122		57							
123		57							
124		57							
125		57							

別表第9を次のように改める。

別表第9（第20条関係）

降格時号給対応表

降格した

降格後の号給

日の前日 に受けて いた号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	33	17	17	9	9	13	13	17	21
2	33	18	18	10	10	14	14	18	22
3	33	19	19	11	11	15	15	19	23
4	34	20	20	12	12	16	16	20	24
5	35	21	21	13	13	17	17	21	25
6	36	22	22	14	14	18	18	22	26
7	38	23	23	15	15	19	19	23	27
8	39	24	24	16	16	20	20	24	28
9	41	25	25	17	17	21	21	25	29
10	42	26	26	18	18	22	22	26	30
11	43	27	27	19	19	23	23	27	31
12	44	28	28	20	20	24	24	28	32
13	45	29	29	21	21	25	25	33	35
14	46	30	30	22	22	26	26	38	38
15	47	31	31	23	23	27	27	43	41
16	48	32	32	24	24	28	28	45	41
17	49	33	33	25	25	29	29	45	41
18	50	34	34	26	26	30	30	45	41
19	51	35	35	27	27	31	31	45	41
20	52	36	36	28	28	32	32	45	41
21	54	37	37	29	29	34	33	45	41
22	56	38	38	30	30	36	34	45	
23	58	39	39	31	31	38	35	45	
24	60	40	40	32	32	40	36	45	
25	62	41	41	33	33	42	38	45	
26	64	42	42	34	34	44	40	45	
27	66	43	43	35	35	46	42	45	
28	68	44	44	36	36	48	47	45	
29	71	45	45	37	37	52	52	45	
30	74	46	46	38	38	56	57	45	
31	77	47	47	39	39	77	61	45	
32	80	48	48	40	40	84	61	45	
33	83	49	49	41	41	85	61	45	
34	86	50	50	42	42	85	61	45	
35	89	51	51	43	43	85	61	45	
36	92	52	52	44	44	85	61	45	
37	93	54	53	45	45	85	61	45	
38	93	56	54	46	46	85	61	45	
39	93	58	55	47	47	85	61	45	
40	93	60	56	48	48	85	61	45	
41	93	61	57	49	50	85	61	45	
42	93	62	58	50	52	85	61		

43	93	63	59	51	54	85	61		
44	93	64	60	52	56	85	61		
45	93	66	63	53	58	85	61		
46	93	68	66	54	60	85			
47	93	70	69	55	62	85			
48	93	72	72	56	64	85			
49	93	77	75	57	66	85			
50	93	82	78	58	76	85			
51	93	87	81	59	88	85			
52	93	92	84	60	92	85			
53	93	97	88	61	93	85			
54	93	102	92	62	93	85			
55	93	107	99	63	93	85			
56	93	116	106	64	93	85			
57	93	125	113	65	93	85			
58	93	125	113	66	93	85			
59	93	125	113	67	93	85			
60	93	125	113	68	93	85			
61	93	125	113	69	93	85			
62	93	125	113	70	93				
63	93	125	113	71	93				
64	93	125	113	72	93				
65	93	125	113	73	93				
66	93	125	113	74	93				
67	93	125	113	75	93				
68	93	125	113	80	93				
69	93	125	113	85	93				
70	93	125	113	88	93				
71	93	125	113	89	93				
72	93	125	113	90	93				
73	93	125	113	91	93				
74	93	125	113	92	93				
75	93	125	113	93	93				
76	93	125	113	93	93				
77	93	125	113	93	93				
78	93	125	113	93	93				
79	93	125	113	93	93				
80	93	125	113	93	93				
81	93	125	113	93	93				
82	93	125	113	93	93				
83	93	125	113	93	93				
84	93	125	113	93	93				
85	93	125	113	93	93				
86	93	125	113	93					
87	93	125	113	93					

88	93	125	113	93					
89	93	125	113	93					
90	93	125	113	93					
91	93	125	113	93					
92	93	125	113	93					
93	93	125	113	93					
94	93	125							
95	93	125							
96	93	125							
97	93	125							
98	93	125							
99	93	125							
100	93	125							
101	93	125							
102	93	125							
103	93	125							
104	93	125							
105	93	125							
106	93	125							
107	93	125							
108	93	125							
109	93	125							
110	93	125							
111	93	125							
112	93	125							
113	93	125							
114	93								
115	93								
116	93								
117	93								
118	93								
119	93								
120	93								
121	93								
122	93								
123	93								
124	93								
125	93								

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定による改正後の奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第 8 及び第 9 の規定は、公布の日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 令和 5 年 4 月 1 日からこの規則の施行の日の前日までの間において、改正後の規則により新たに別表第 8 及び第 9 の規定の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその

受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則による別表第8及び第9の規定による号給が第2条の規定による改正前の奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（以下「改正前の規則」という。）別表第8及び第9の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の規則別表第8及び第9の規定にかかわらず、改正前の規則別表第8及び第9の規定による号給とするものとする。

(令和6年3月29日揭示済)

公益的法人等への奈良市職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第 13 号

公益的法人等への奈良市職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への奈良市職員の派遣等に関する規則（平成 14 年奈良市規則第 65 号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

- (7) 国立大学法人奈良国立大学機構
(8) 奈良商工会議所

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(令和6年3月29日揭示済)

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第 14 号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（昭和 41 年奈良市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第5条の3第1項第1号中「308,600円」を「309,200円」に改め、同条第2項の表中

[illegible]

298,700
295,400
292,100
278,300
264,300
250,800
236,900
223,200
205,600
188,500
171,200
153,600
135,600
117,300
99,400
73,400
49,100

を

299,300
296,000
292,700
279,700
265,700
252,200
238,300
224,600
207,000
189,900
172,600
155,000
137,000
118,700
100,800
76,200
51,900

に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の給料等の支給に関する規則第 5 条の 3 の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

(委任)

- 2 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(令和 6 年 3 月 29 日揭示済)

奈良市会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第 15 号

奈良市会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則の一部を改正する規則

奈良市会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則（令和 2 年奈良市規則第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条の次に次の 1 条を加える。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第 17 条の 2 条例第 14 条の 2 において準用する給与条例第 25 条（第 2 項第 2 号及び第 4 項を除く。）に規定する勤勉手当を支給される職員の範囲、勤勉手当の支給額その他勤勉手当の支給及び一時差止めに関し必要な事項については、常勤職員の例による。

- 2 給料等の支給に関する規則（昭和 41 年奈良市規則第 5 号）第 33 条に規定する勤務期間から除するための同規則第 34 条による期間の算定をする場合において、同条第 2 項第 7 号中「地方公務員災害補償法第 2 条第 2 項及び第 3 項」とあるのは、「地方公務員災害補償法第 2 条第 2 項及び第 3 項、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）第 7 条第 2 項及び第 3 項又は議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 42 年奈良市条例第 34 号）第 2 条の 2」と読み替えるものとする。

第 25 条の次に次の 1 条を加える。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第 25 条の 2 条例第 24 条の 2 において準用する給与条例 25 条（第 2 項第 2 号及び第 4 項を除く。）に規定する勤勉手当を支給される職員の範囲、勤勉手当の支給額その他勤勉手当の支給及び一時差止めに関し必要な事項について

は、常勤職員の例による。

2 前条第 4 項の規定は、前項の勤勉手当について準用する。この場合において、同条第 4 項中「条例第 24 条第 1 項」とあるのは「条例第 24 条の 2 第 1 項」と、「給与条例第 24 条第 4 項」とあるのは「給与条例第 25 条第 3 項」と読み替えるものとする。

3 第 17 条の 2 第 2 項の規定は、第 1 項の勤勉手当について準用する。

別表第 1 事務の項中「1 級 18 号給から 2 級 70 号給まで」を「1 級 18 号給から 2 級 83 号給まで」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 6 年 3 月 29 日揭示済)

奈良市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第 16 号

奈良市会計規則の一部を改正する規則

奈良市会計規則（昭和 40 年奈良市規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 22 条の 4」を「第 22 条の 3」に改める。

第 22 条の 2 第 2 項中「変更し、又は指定を取り消した」を「変更した」に改める。

第 22 条の 3 の前の見出し中「歳入」を「歳入等」に改め、同条第 1 項中「令第 158 条若しくは第 158 条の 2」を「法第 243 条の 2 第 1 項」に改め、「介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 144 条の 2、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 56 条第 3 項又は子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）附則第 6 条第 5 項」を削り、「私人」を「指定公金事務取扱者」に、「歳入」を「歳入等」に改め、同条第 2 項中「令第 158 条第 2 項」を「法第 243 条の 2 第 2 項」に改め、「及び公表」を削り、同項に後段として次のように加える。

告示した事項を変更したときも、また同様とする。

第 22 条の 3 第 2 項各号を次のように改める。

- (1) 指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地
- (2) 指定をした日及び委託をした日
- (3) 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
- (4) 指定公金事務取扱者に歳入等の徴収又は収納の事務を委託する期間
- (5) 前 4 号に掲げるもののほか、必要と認める事項

第 22 条の 3 第 3 項本文を次のように改める。

指定公金事務取扱者は、徴収した歳入又は収納した歳入等を、その内容を示す計算書を添えて、速やかに指定金融機関等に払い込まなければならない。

第 22 条の 4 を削る。

第 23 条第 1 項第 2 号イ(セ)中「児童福祉法」の次に「(昭和 22 年法律第 164 号)」を加える。

第 27 条第 2 項中「7 日前」を「9 日前」に改め、同条中第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項とし、第 5 項から第 12 項までを 1 項ずつ繰り上げる。

第 37 条第 1 項ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 擬制相手方登録による場合
- (2) その他会計管理者が必要と認める場合

第 37 条の 2 第 1 項中「令第 165 条の 3 第 1 項」を「法第 243 条の 2 第 1 項」に、「私人」を「指定公金事務取扱者」に改め、同条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、同条第 2 項中「令第 165 条の 3 第 1 項の規定により支出の事務の委託を受けた者は、」を「指定公金事務取扱者は、法第 243 条の 2 の 6 第 3 項の規定により」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 法第 243 条の 2 第 2 項の規定による告示は、次に掲げる事項について行わなければならない。告示した事項を変更したときも、また同様とする。

- (1) 指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地

- (2) 指定をした日及び委託をした日
- (3) 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳出
- (4) 指定公金事務取扱者に支出の事務を委託する期間
- (5) 前 4 号に掲げるもののほか、必要と認める事項

第 47 条第 1 項第 1 号を次のように改める。

- (1) 令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号又は第 5 号から第 9 号までの規定のいずれかに該当し、随意契約により物品の購入をする場合において、契約課長の承認を得たとき。

第 47 条第 1 項第 2 号中「5 万円」を「20 万円」に改め、同項第 5 号及び同条第 2 項を削る。

第 49 条中「物品請求書（別記第 30 号様式）」を「契約課長が別に定める方法」に改める。

第 68 条第 1 項第 3 号及び第 4 号並びに同条第 2 項を削る。

別表第 1 新型コロナウイルスワクチン接種推進課の項を削り、同表環境政策課の項中

「2 奈良市路上喫煙防止に関する条例（平成 20 年奈良市条例第 52 号）第 11 条に規定する過料の収納」を

「2 所管に係る使用料の収納

3 奈良市路上喫煙防止に関する条例（平成 20 年奈良市条例第 52 号）第 11 条に規定する過料の収納」に改める。

別表第 2 新型コロナウイルスワクチン接種推進課の項を削り、同表環境政策課長の項中

「2 奈良市路上喫煙防止に関する条例第 11 条に規定する過料の収納」を

「2 所管に係る使用料の収納

3 奈良市路上喫煙防止に関する条例第 11 条に規定する過料の収納」に改める。

別記第 30 号様式を次のように改める。

第 30 号様式 削除

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 6 年 3 月 29 日揭示済)

奈良市八条・大安寺周辺地区土地区画整理事業に係る固定資産税等の特例に関する条例施行規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第 17 号

奈良市八条・大安寺周辺地区土地区画整理事業に係る固定資産税等の特例に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、奈良市八条・大安寺周辺地区土地区画整理事業に係る固定資産税等の特例に関する条例（令和 6 年奈良市条例第 2 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(免除の手続)

第 2 条 奈良市八条・大安寺周辺地区土地区画整理事業に係る固定資産税等についての地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）附則第 29 条の 5 の規定による申請及び条例第 4 条第 1 項本文の規定による申請は、条例第 2 条第 2 号に規定する土地区画整理組合の審査を経た宅地化農地認定確認申請書兼固定資産税・都市計画税免除申請書（別記様式）を市長に提出することにより行うものとする。

(補則)

第 3 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式(第2条関係)

宅地化農地認定確認申請書兼固定資産税・都市計画税免除申請書

☐ 宅地化農地認定確認申請書☐ 固定資産税・都市計画税免除申請書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者

住所

氏名

電話

個人番号又は法人番号

地方税法附則第29条の5第1項の規定の適用を受けたいので、同条第5項の規定に基づき、次のとおり申請します。

土地の所在	地目	地積(m ²)	計画策定等の区分	左の計画策定等がなされた年月日
			地方税法施行令附則第14条の5第3項第2号	年 月 日
			地方税法施行令附則第14条の5第3項第2号	年 月 日
			地方税法施行令附則第14条の5第3項第2号	年 月 日
			地方税法施行令附則第14条の5第3項第2号	年 月 日
			地方税法施行令附則第14条の5第3項第2号	年 月 日

※地方税法施行規則附則第8条の3第2項第3号に掲げる書類を添付してください。

奈良市八条・大安寺周辺地区土地区画整理事業に係る固定資産税等の特例に関する条例第4条第1項本文の規定に基づき次のとおり申請します。

土地	所在	地番		地目		住宅用地の特定適用の有無	
使用収益が停止された日		年 月 日					
※使用収益停止通知等を添付すること。							
家屋	所在	家屋番号	種類	構造	用途	床面積（㎡）	住居の数
使用収益が停止された日		年 月 日					
※使用収益停止通知等を添付すること。							

(令和6年3月29日揭示済)

奈良市子どもセンター所長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和 6 年 3 月 29 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第 18 号

奈良市子どもセンター所長事務委任規則の一部を改正する規則

奈良市子どもセンター所長事務委任規則（令和 4 年奈良市規則第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号サ中「第 24 条の 24 第 1 項」の次に「及び第 2 項」を加え、同号中ホをマとし、ハからヘをヒからホまでとし、同号ノ中「(同条第 6 項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)」を削り、同号ノを同号ハとし、同号ネを同号ノとし、同号ヌの次に次のように加える。

ネ 法第 31 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定による障害児入所施設等の在所年齢の延長等に関すること。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 6 年 3 月 29 日揭示済)

奈良市生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和 6 年 3 月 29 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第 19 号

奈良市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

奈良市生活保護法施行細則（平成 13 年奈良市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 3 中「別記第 25 様式の 3」を「別記第 25 号様式の 3」に改める。

別記第 25 号様式の 2 及び第 25 号様式の 3 を次のように改める。

第25号様式の2(第8条の2関係)

年 月 日

就労自立給付金申請書

(宛先) 奈良市福祉事務所長

申請者

住所又は居所

氏名

個人番号

下記のとおり、相違ありませんので、就労自立給付金の支給について必要書類を添えて申請します。

記

1 保護を必要としなくなった事由

2 添付書類

3 世帯構成員

氏 名	性 別	生 年 月 日
	男 ・ 女	年 月 日 (歳)
	男 ・ 女	年 月 日 (歳)
	男 ・ 女	年 月 日 (歳)
	男 ・ 女	年 月 日 (歳)

4 就労自立給付金振込先

※ この給付金においては公金受取口座登録制度の適用がありませんので、公金受取口座を保護費の受取に利用している場合のみ、下記に記載をお願いいたします。

金融機関名

銀行・信用金庫・信用組合

(該当する金融機関の種類に○をしてください。)

支店名

支店 (ゆうちょ銀行除く)

記 号

--	--	--	--	--

支店 (ゆうちょ銀行のみ記載)

預金種別

☐ 普通預金

☐ 当座預金

(該当する□にチェックをいれてください)

口座番号

--	--	--	--	--	--	--

(右につめてご記載ください。)

(カ ナ)

口座名義人

※ 上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。

第25号様式の3(第8条の3関係)

年 月 日

進学準備給付金申請書

(宛先) 奈良市福祉事務所長

申請者(大学等に進学する者)

住所又は居所

氏名

個人番号

進学準備給付金の支給について、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 世帯主の氏名

2 大学等に進学する者の生年月日 年 月 日

3 進学先

学校名

4 進学後の居住先(該当する□にチェックを入れてください。)

☐ 大学等進学前の住宅と同じ

☐ 転居により大学等進学前と異なる住居に居住(居住(予定)地を記載してください。)

居住(予定)地

5 関係書類

(1) 入学手続に着手していることが確認できる書類として、以下のいずれか

- ・入学金を納付したことを証明する書類の写し
- ・入学金延納(進学後に納付すること)を申請した書類の写し
- ・入学金等の納付が不要な場合、進学先に提出する誓約書や進学先が発行する入学手続が完了したことを証明する書類等の写し

(2) 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し

(3) その他支給決定に当たり必要な書類

※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、進学する学校の合格通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでにこれらの書類を提出してください。

6 進学準備給付金振込先（大学等に進学する者の口座に限ります。）

金融機関名

銀行・信用金庫・信用組合

（該当する金融機関の種類に○をしてください。）

支店名

支店（ゆうちょ銀行除く）

記号

--	--	--	--	--

支店（ゆうちょ銀行のみ記載）

預金種類

☐ 普通預金

☐ 当座預金

（該当する□にチェックを入れてください。）

口座番号

--	--	--	--	--	--	--

（右につめてご記載ください。）

（カナ）

口座名義人

※ 上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。

※ この給付金においては公金受取口座登録制度の適用がありませんので、公金受取口座の登録をしている場合も上記に記載をお願いいたします。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市生活保護法施行細則別記第 25 号様式の 2 及び第 25 号様式の 3 の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(令和 6 年 3 月 29 日揭示済)

奈良市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第 20 号

奈良市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

奈良市児童福祉法施行細則（平成 14 年奈良市規則第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 3 第 1 号イ(イ)中「全国の児童相談所が応じた児童虐待に係る相談の全国の人口 1 人当たりの件数」を「都道府県別の人口 1 人当たりの虐待相談対応件数（各都道府県の区域内にある児童相談所が応じた児童虐待に係る相談の当該都道府県の人口 1 人当たりの件数をいう。）が最も少ない都道府県から順次その順位を付した場合における第 22 順位から第 26 順位までに該当する都道府県における当該件数の平均」に改める。

第 8 条の 4 第 2 項中「医療型児童発達支援に係る支給決定」を「児童発達支援に係る支給決定（法第 21 条の 5 の 29 第 1 項に規定する肢体不自由児通所医療に限る。）」に改める。

第 8 条の 15 の次に次の 1 条を加える。

(家庭支援事業による支援の提供)

第 8 条の 15 の 2 市長は、法第 21 条の 18 第 2 項の支援を提供するときは、家庭支援事業措置決定通知書（別記第 10 号様式の 20）により、当該者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の支援の提供を解除するときは、家庭支援事業措置解除通知書（別記第 10 号様式の 21）により、当該者に通知するものとする。

第 8 条の 16 中「別記第 10 号様式の 20」を「別記第 10 号様式の 22」に改める。

第 9 条の次に次の 2 条を加える。

(助産の実施の決定等)

第 9 条の 2 市長は、前条の申込書の提出があった場合において、法第 22 条第 1 項の助産（以下「助産」という。）を実施するときは、申込者に対しては助産施設措置決定通知書（別記第 11 号様式の 2）により、助産施設の長に対しては助産施設入所措置委託書（別記第 11 号様式の 3）によりそれぞれ通知するものとする。

- 2 市長は、前条の申込書の提出があった場合において、助産の実施を行わないときは、助産施設入所不承認通知書（別記第 11 号様式の 4）により、申込者に通知するものとする。

(助産の実施の解除等)

第 9 条の 3 市長は、助産の実施を解除したときは、助産実施解除通知書（別記第 11 号様式の 5）により、申込者及び助産施設の長に通知するものとする。

- 2 申込者は、氏名、住所その他当該助産の実施若しくは申込みの内容に変更が生じ、又はこれを変更しようとするときは、助産施設入所申込変更届（別記第 11 号様式の 6）を市長に提出しなければならない。

第 10 条の次に次の 2 条を加える。

(母子保護の実施の決定等)

第 10 条の 2 市長は、前条の申込書の提出があった場合において、法第 23 条第 1 項に規定する母子生活支援施設における保護（以下「母子保護」という。）を実施するときは、申込者に対しては母子生活支援施設入所決定通知書（別記第 12 号様式の 2）により、母子生活支援施設の長に対しては母子生活支援施設入所委託決定通知書（別記第 12 号様式の 2 の 2）によりそれぞれ通知するものとする。

- 2 市長は、前条の申込書の提出があった場合において、母子保護の実施を行わないときは、母子生活支援施設入所申込却下通知書（別記第 12 号様式の 2 の 3）により、申込者に通知するものとする。

(母子保護の実施の解除)

第 10 条の 3 市長は、母子保護の実施を解除したときは、申込者に対しては母子生活支援施設入所措置解除通知書（別記第 12 号様式の 2 の 4）により、母子生活支援施設の長に対しては母子生活支援施設入所委託措置解除通知書（別記第 12 号様式の 2 の 5）によりそれぞれ通知するものとする。

第 11 条の 2 第 1 項中「別記第 12 号様式の 2」を「別記第 12 号様式の 2 の 6」に改める。

第 11 条の 9 中「法第 6 条の 2 の 2 第 3 項」を「法第 7 条第 2 項」に改める。

第 11 条の 21 中「（同条第 6 項において読み替えて準用する場合を含む。）」を削る。

第 11 条の 24 の次に次の 2 条を加える。

（親子再統合支援事業等の開始等の届出）

第 11 条の 25 法第 34 条の 7 の 2 第 2 項の規定による届出は、親子再統合支援事業・社会的養護自立支援拠点事業・意見表明等支援事業開始届出書（別記第 15 号様式の 11）によらなければならない。

2 法第 34 条の 7 の 2 第 3 項の規定による届出は、親子再統合支援事業・社会的養護自立支援拠点事業・意見表明等支援事業変更届出書（別記第 15 号様式の 12）によらなければならない。

3 法第 34 条の 7 の 2 第 4 項の規定による届出は、親子再統合支援事業・社会的養護自立支援拠点事業・意見表明等支援事業廃止（休止）届出書（別記第 15 号様式の 13）によらなければならない。

（妊産婦等生活援助事業の開始等の届出）

第 11 条の 26 法第 34 条の 7 の 5 第 2 項の規定による届出は、妊産婦等生活援助事業開始届出書（別記第 15 号様式の 14）によらなければならない。

2 法第 34 条の 7 の 5 第 3 項の規定による届出は、妊産婦等生活援助事業変更届出書（別記第 15 号様式の 15）によらなければならない。

3 法第 34 条の 7 の 5 第 4 項の規定による届出は、妊産婦等生活援助事業廃止（休止）届出書（別記第 15 号様式の 16）によらなければならない。

別記第 10 号様式の 2 及び第 10 号様式の 8 中「医療型児童発達支援を」を「児童発達支援（児童福祉法第 21 条の

5 の 29 に規定する肢体不自由児通所医療に限る。）を」に、

☐ 児童発達支援
☐ 医療型児童発達支援

を

「☐ 児童発達支援」に改める。

別記第 10 号様式の 20 を別記第 10 号様式の 22 とし、別記第 10 号様式の 19 の次に次の 2 様式を加える。

第10号様式の20（第8条の15の2関係）

第 号

家庭支援事業 措置決定通知書

年 月 日

様

奈良市長



児童福祉法第21条の18第2項の規定により下記のとおり事業を提供しますので通知します。

児 童 の 氏 名 及 び
生 年 月 日

年 月 日 生

保 護 者 等 氏 名

提 供 事 業 名

提 供 が 必 要 な 理 由

提 供 事 業 所 の
名 称 及 び 所 在 地

主 な 支 援 の 内 容
(支援の内容、頻度、回数等)

上記支援を提供する期間

年 月 日 から 年 月 日まで

備考

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第10号様式の21（第8条の15の2関係）

第 号

家庭支援事業 措置解除通知書

年 月 日

様

奈良市長



年 月 日付け 第 号により決定した児童福祉法第21条の18第2項の規定による事業の提供について、解除することにしたので通知します。

児 童 の 氏 名 及 び 生 年 月 日	年 月 日 生
保 護 者 等 氏 名	
提 供 事 業 名	
提 供 事 業 所 の 名 称 及 び 所 在 地	
解 除 年 月 日	年 月 日
解 除 の 理 由	
備考	

（注）余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

別記第11号様式の次に次の5様式を加える。

第11号様式の2（第9条の2関係）

第
年 月 日

助産施設措置決定通知書

様

奈良市長 印

年 月 日付けで申込のあった助産施設への入所については、下記のとおり措置することに決定しましたので、通知します。

記

入所する者	氏 名	(生年月日： 年 月 日)	
	居住地		
入所する	名 称		
助産施設	所在地		
出産予定年月日		年 月 日	
健康保険証の記号及び番号		保 険 者 の 名 称	

第11号様式の3(第9条の2関係)

第 年 月 日 号

助産施設入所措置委託書

助産施設長

奈良市長 印

児童福祉法第22条の規定により下記のとおり助産施設入所措置を決定しましたので、入所措置を委託します。

記

入所する者	氏 名	(生年月日： 年 月 日)	
	居住地		
入所する	名 称		
助産施設	所在地		
出産予定年月日			
健康保険証の記号及び番号		保 険 者 の 名 称	

第11号様式の4（第9条の2関係）

第 号
年 月 日

様

奈良市長 印

助産施設入所不承認通知書

年 月 日付けで申込がありましたが、下記理由により不承認となりましたので通知します。

記

不承認理由

（注）余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第11号様式の5（第9条の3関係）

第 号
年 月 日

様

奈良市長 印

助産実施解除通知書

年 月 日付 第 号で通知しました助産施設入所措置につきまして、下記のとおり解除しましたので通知します。

記

入 所 者： (年 月 日生)

入 所 施 設：

措 置 解 除 日： 年 月 日

措 置 解 除 理 由：

（注）余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第11号様式の6(第9条の3関係)

助産施設入所申込変更届

下記のとおり変更があったことを届け出ます。

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申込者 住所 _____

氏名 _____

助産施設措置決定通知書番号	第 号
---------------	-----

※ 申込時から変更のあった事項のみ記入して下さい。

入所を希望する妊婦	
住 所	奈良市
ふりがな 氏 名	電話番号 () -
勤 務 先	名 称 () -
	所在地

妊 婦 の 家 庭 状 況						
世帯員	氏 名	性別	続柄	生 年 月 日	職 業 (勤 務 先)	備 考
生活保護又は 中国残留邦人等 支援給付の有無		適用なし ・ 適用あり (年 月 日 受給開始)				
課 税 状 況						
健康保険の 加 入 状 況	保険の種類	☐ 未加入 ☐ 国民健康保険 ☐ その他 ()				
	被保険者名		記号・番号			
	出産育児一時金の額					

別記第12号様式の2を別記第12号様式の2の6とし、別記第12号様式の次に次の5様式を加える。

第12号様式の2(第10条の2関係)

第 号

様

奈良市長



母子生活支援施設入所決定通知書

母子生活支援施設への入所については、次のとおり決定しましたので通知します。

入所施設名						
氏 名		世帯主と の続柄	生年月日	年齢	性別	職業等
世帯主			年 月 日			
家 族			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
措 置 期 間						
世帯の階層区分		児童福祉法に基づく助産の実施、母子保護の実施及び児童福祉施設入所等の措置等に係る費用の徴収に関する規則による				
適 用						

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第12号様式の2の2(第10条の2関係)

第 号
年 月 日

様

奈良市長



母子生活支援施設入所委託決定通知書

児童福祉法第23条第1項の規定により、次のとおり貴施設への入所を決定しましたので、受託されたく通知します。

住 所				
氏 名	続 柄	年 齢	生 年 月 日	職業・学校名
	世帯主			
入 所 期 間				
負 担 金				
入 所 理 由				
備 考				

添付書類 母子生活支援施設入所決定通知書(写し)

第12号様式の2の3（第10条の2関係）

第 号
年 月 日

様

奈良市長



母子生活支援施設入所申込却下通知書

年 月 日付で申込がありましたが、下記のとおり却下しましたので通知します。

記

却下した理由

（注）余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第12号様式の2の4(第10条の3関係)

第 号
年 月 日

様

奈良市長 印

母子生活支援施設入所措置解除通知書

母子生活支援施設への入所については、次のとおり措置解除しますので通知します。

入所施設名						
氏 名		世帯主との続柄	生年月日	年齢	性別	職業等
世帯主		本人	年 月 日			
家族			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
措置解除日						
措置解除理由						

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第12号様式の2の5(第10条の3関係)

第 号
年 月 日

様

奈良市長



母子生活支援施設入所委託措置解除通知書

次のとおり貴施設への入所措置を解除しますので、通知します。

入所施設名						
氏 名		世帯主と の 続 柄	生年月日	年齢	性別	職業等
世 帯 主		本人	年 月 日			
家 族			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
措置解除対象者						
措 置 解 除 日						
措置解除理由						
備 考						

別記第15号様式の10の次に次の6様式を加える。

第15号様式の11(第11条の25関係)

親子再統合支援事業・社会的養護自立支援拠点事業・意見表明等支援事業開始届出書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

届出者 住 所
氏 名〔法人その他の団体にあつては、主たる
事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

親子再統合支援事業

社会的養護自立支援拠点事業 を開始したいので、児童福祉法第34条の7の2第2項の規定により下記
意見表明等支援事業

のとおり届け出ます。

記

開始しようとする事業	種 類	親子再統合支援事業・社会的養護自立支援拠点事業・意見表明等支援事業		
	内 容			
経 営 者	氏 名 (名称)			
	住 所 (所在地)			
職 員	職 種	職 務 の 内 容	定 数	
			人	
			人	
			人	
			合 計	人
当該事業の 用に供する 施 設	名 称			
	種 類			
	所在地			
事業開始予定年月日		年 月 日		

注 1 「開始しようとする事業」欄は、「種類」欄の該当する事項を○で囲み、「内容」欄にその事業の実施内容を簡潔に記入してください。

2 「経営者」欄は、当該事業を経営する者が個人である場合にあってはその者の氏名及び住所を、市町村、社会福祉法人その他の法人である場合にあってはその名称及び当該事業に係る主たる事務所の所在地を記入してください。

3 届出書には、次の書類を添付してください。

ア 定款その他の基本約款

イ 主な職員の氏名及び経歴書

ウ 建物その他設備の規模及び構造が記載された図面

エ 収支予算書及び事業計画書（インターネットを利用して閲覧することができない場合のみ）

第15号様式の12(第11条の25関係)

親子再統合支援事業・社会的養護自立支援拠点事業・意見表明等支援事業変更届出書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

届出者 住 所
氏 名〔 法人その他の団体にあつては、主たる
事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

児童福祉法第34条の7の2第2項の規定により届け出た事項に変更がありましたので、同条第3項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

変更に 係る施設	名 称		
	所在地		
開 始 年 月 日	年 月 日		
変 更 事 項			
変 更 内 容	変 更 前	変 更 後	
変 更 年 月 日	年 月 日		

注 1 主な職員に変更が生じた場合は、その経歴書を添付してください。

2 定款その他の基本約款又は施設及び設備の状況に変更が生じた場合は、変更後の内容を示す書類を添付してください。

第15号様式の13（第11条の25関係）

親子再統合支援事業・社会的養護自立支援拠点事業・意見表明等支援事業廃止（休止）届出書

年 月 日

（宛先）奈良市長

届出者 住 所

氏 名

〔 法人その他の団体にあつては、主たる
事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

親子再統合支援事業

社会的養護自立支援拠点事業 を廃止（休止）したいので、児童福祉法第34条の7の2第4項の
意見表明等支援事業

規定により下記のとおり届け出ます。

記

廃止（休止） しようとする施設	名 称	
	所在地	
開 始 年 月 日		年 月 日
廃 止（休 止）理 由		
現に便宜を受け、又は入所 している者に対する措置		
廃 止 期 日 又 は 休 止 予 定 期 間		

第15号様式の14(第11条の26関係)

妊産婦等生活援助事業開始届出書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

届出者 住 所
氏 名〔 法人その他の団体にあつては、主たる
事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

妊産婦等生活援助事業を開始したいので、児童福祉法第34条の7の5第2項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

開始しようとする事業	種 類	妊産婦等生活援助事業		
	内 容			
経 営 者	氏 名 (名称)			
	住 所 (所在地)			
職 員	職 種	職 務 の 内 容	定 数	
			人	
			人	
			人	
		合 計	人	
当該事業の 用に供する 施 設	名 称			
	種 類			
	所在地			
事業開始予定年月日		年	月	日

注 1 「開始しようとする事業」欄は、「内容」欄にその事業の実施内容を簡潔に記入してください。

2 「経営者」欄は、当該事業を経営する者が個人である場合にあってはその者の氏名及び住所を、市町村、社会福祉法人その他の法人である場合にあってはその名称及び当該事業に係る主たる事務所の所在地を記入してください。

3 届出書には、次の書類を添付してください。

ア 定款その他の基本約款

イ 主な職員の氏名及び経歴書

ウ 建物その他設備の規模及び構造が記載された図面

エ 収支予算書及び事業計画書（インターネットを利用して閲覧することができない場合のみ）

第15号様式の15(第11条の26関係)

妊産婦等生活援助事業変更届出書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

届出者 住 所
氏 名〔 法人その他の団体にあつては、主たる
事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

児童福祉法第34条の7の5第2項の規定により届け出た事項に変更がありましたので、同条第3項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

変更に 係る施設	名 称		
	所在地		
開 始 年 月 日	年 月 日		
変 更 事 項			
変 更 内 容	変 更 前	変 更 後	
変 更 年 月 日	年 月 日		

注 1 主な職員に変更が生じた場合は、その経歴書を添付してください。

2 定款その他の基本約款又は施設及び設備の状況に変更が生じた場合は、変更後の内容を示す書類を添付してください。

第15号様式の16(第11条の26関係)

妊産婦等生活援助事業廃止(休止)届出書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

届出者 住 所

氏 名

〔 法人その他の団体にあつては、主たる
事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

妊産婦等生活援助事業を廃止(休止)したいので、児童福祉法第34条の7の5第4項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

廃止(休止) しようとする施設	名 称	
	所在地	
開 始 年 月 日		年 月 日
廃 止 (休 止) 理 由		
現に便宜を受け、又は入所 している者に対する措置		
廃 止 期 日 又 は 休 止 予 定 期 間		

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市児童福祉法施行細則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(令和 6 年 3 月 29 日揭示済)

奈良市国民健康保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第 21 号

奈良市国民健康保険規則の一部を改正する規則

奈良市国民健康保険規則（昭和 34 年奈良市規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条の見出し中「及び減免」を削り、同条第 1 項中「及び第 21 条」、「又は減免」、「それぞれ」及び「又は国民健康保険料減免申請書（別記第 6 号様式）」を削り、同条第 2 項中「又は減免」を削り、「国民健康保険料徴収猶予・減免決定通知書」を「国民健康保険料徴収猶予決定通知書」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

(保険料の減免の申請)

第 16 条の 2 条例第 21 条の規定による保険料の減免の取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

別記第 6 号様式及び第 7 号様式を次のように改める。

第 6 号様式 削除

第7号様式（第16条関係）

国民健康保険料徴収猶予決定通知書

年 度	
国民健康保険料額	
徴収猶予期間	
奈良市国民健康保険条例第20条の規定により上記のとおり決定しましたので通知します。 年 月 日 奈良市長 氏 名 印 住所 納付義務者 氏 名 様	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市国民健康保険規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(令和 6 年 3 月 29 日掲示済)

奈良市介護保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第 22 号

奈良市介護保険規則の一部を改正する規則

奈良市介護保険規則（平成 12 年奈良市規則第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項中「及び法第 115 条の 12 第 1 項」を「、法第 115 条の 12 第 1 項及び法第 115 条の 22 第 1 項」に、「指定居宅サービス事業者等・介護保険施設指定（許可）申請書（別記第 35 号様式）」を「介護保険法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（令和 5 年厚生労働省告示第 331 号。以下「厚生労働省告示」という。）の定めるところ」に改め、同条第 2 項を削り、同条第 3 項を同条第 2 項とする。

第 11 条の 2 中「指定を不要とする旨の申出書（別記第 36 号様式の 2）」を「厚生労働省告示の定めるところ」に改める。

第 12 条第 1 項中「及び法第 115 条の 15 第 1 項」を「、法第 115 条の 15 第 1 項及び法第 115 条の 25 第 1 項」に、「指定居宅サービス事業者等・介護保険施設変更届出書（別記第 37 号様式）」を「厚生労働省告示の定めるところ」に改め、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「事業所等廃止・休止届出書（別記第 39 号様式）」を「厚生労働省告示の定めるところ」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項中「事業所等再開届出書（別記第 39 号様式の 2）」を「厚生労働省告示の定めるところ」に改め、同項を同条第 3 項とする。

第 12 条の 2 中「特定施設入居者生活介護指定変更申請書（別記第 39 号様式の 3）」を「厚生労働省告示の定めるところ」に改める。

第 12 条の 3 中「介護老人保健施設・介護医療院開設許可事項変更申請書（別記第 39 号様式の 5）」を「厚生労働省告示の定めるところ」に改める。

第 12 条の 4 中「介護老人保健施設・介護医療院管理者承認申請書（別記第 39 号様式の 6）」を「厚生労働省告示の定めるところ」に改める。

第 12 条の 5 中「介護老人保健施設・介護医療院広告事項許可申請書（別記第 39 号様式の 7）」を「厚生労働省告示の定めるところ」に改める。

第 13 条中「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業・介護老人福祉施設指定辞退届出書（別記第 40 号様式）」を「厚生労働省告示の定めるところ」に改める。

第 14 条中「指定居宅サービス事業者等・介護保険施設指定（許可）更新申請書（別記第 41 号様式）」を「厚生労働省告示の定めるところ」に改める。

別記第 35 号様式から第 39 号様式の 7 までを次のように改める。

第 35 号様式から第 39 号様式の 7 まで 削除

別記第 40 号様式及び第 41 号様式を次のように改める。

第 40 号様式及び第 41 号様式 削除

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の奈良市介護保険規則（以下「旧規則」という。）第 11 条第 1 項及び第 2 項並びに第 11 条の 2 から第 14 条まで並びに別記第 35 号様式から第 39 号様式の 7 まで、別記第 40 号様式及び第 41 号様式の規定により提出された申請書は、この規則による改正後の奈良市介護保険規則の相当規定により提出された申請書とみ

なす。

- 3 この規則の施行の際、現に旧規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(令和 6 年 3 月 29 日揭示済)

奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準、手続等に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第 23 号

奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準、手続等に関する条例施行規則を廃止する規則

奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準、手続等に関する条例施行規則(平成 25 年奈良市規則第 29 号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準、手続等に関する条例及び奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例を廃止する条例(令和 6 年奈良市条例第 14 号)第 2 号の規定による廃止前の奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例(平成 25 年奈良市条例第 58 号。以下「廃止前の指定条例」という。)別表左欄に掲げる特定非営利活動法人に対する、この規則による廃止前の奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準、手続等に関する条例施行規則(以下「廃止前の規則」という。)の規定による基準、手続等については、廃止前の指定条例別表右欄に掲げる個人市民税の控除対象となる寄附金の支出期間の満了までの間、廃止前の規則の規定(第 25 条及び第 26 条の規定を除く。)は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

(令和 6 年 3 月 29 日揭示済)

奈良市営駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第 24 号

奈良市営駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市営駐車場条例施行規則(平成 9 年奈良市規則第 56 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項の表中「1,200 円券」を「900 円券」に、「108,000 円」を「81,000 円」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 6 年 3 月 29 日揭示済)

奈良市自転車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第 25 号

奈良市自転車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市自転車駐車場条例施行規則(昭和 59 年奈良市規則第 45 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「奈良市高の原第一自転車駐車場、」を削る。

第 3 条第 1 項中「、奈良市高の原第一自転車駐車場」を削る。

第 4 条の 2 中「奈良市高の原第一自転車駐車場又は」を削る。

第 5 条第 1 項の表中「奈良市高の原第一自転車駐車場及び」を削り、同条第 2 項中「奈良市高の原第一自転車駐車場、」を削る。

第 10 条第 1 項中「各号に定める」を「各号のいずれかに定める」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 6 年 3 月 29 日揭示済)

奈良市中小企業資金融資規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第 26 号

奈良市中小企業資金融資規則の一部を改正する規則

奈良市中小企業資金融資規則（昭和 39 年奈良市規則第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条各号を次のように改める。

- (1) 中小企業事業資金
- (2) 小規模企業小口事業資金
- (3) 創業支援資金
- (4) 中小企業支援事業資金（認定枠）
- (5) 企業立地事業資金（認定枠）

第 5 条第 1 項中「事業設備資金、事業運転資金又は短期事業資金」を「中小企業事業資金」に改め、同条中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とし、第 4 項を第 3 項とし、同条に次の 2 項を加える。

4 中小企業支援事業資金（認定枠）又は企業立地事業資金（認定枠）の融資を受けようとする者は、次の各号に掲げる条件を備えていなければならない。

- (1) 信用保証協会の普通保証制度の信用保証を受けることができる中小企業者であること。
- (2) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 市内に居住していること。
 - イ 市内に事業所を有していること。
 - ウ 市内で事業を行う具体的計画を有していること。

(3) 市税を完納していること。

5 前項に定めるもののほか、中小企業支援事業資金（認定枠）又は企業立地事業資金（認定枠）に関する融資の条件について必要な事項は、市長が別に定める。

第 6 条第 1 号ア及びイを次のように改める。

- ア 中小企業事業資金 1,500 万円以内
- イ 小規模企業小口事業資金 1,000 万円以内

第 6 条第 1 号中ウからオまでを削り、カをウとし、同号に次のように加える。

- エ 中小企業支援事業資金（認定枠） 1,500 万円以内
- オ 企業立地事業資金（認定枠） 1,000 万円以内

第 6 条第 2 号を次のように改める。

(2) 融資期間

- ア 中小企業事業資金 6 月以内の据置期間を含み 5 年以内
- イ 小規模企業小口事業資金 6 月以内の据置期間を含み 5 年以内
- ウ 創業支援資金 6 月以内の据置期間を含み 5 年以内
- エ 中小企業支援事業資金（認定枠） 6 月以内の据置期間を含み 5 年以内
- オ 企業立地事業資金（認定枠） 6 月以内の据置期間を含み 5 年以内

第 7 条第 1 項中「並びに信用保証委託申込書及び信用保証協会が必要と認める書類」を「、信用保証委託申込書及び信用保証協会が必要と認める書類並びに市長が必要と認める書類」に改める。

第 9 条中「一部」を「全部又は一部」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の奈良市中小企業資金融資規則の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る融資から適用する。

(令和 6 年 3 月 29 日揭示済)

奈良市病院事業会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第 27 号

奈良市病院事業会計規則の一部を改正する規則

奈良市病院事業会計規則（平成 16 年奈良市規則第 77 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 8 号を次のように改める。

(8) 指定公金事務取扱者 法第 33 条の 2 において準用する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により病院事業の業務に係る公金の徴収若しくは収納又は支出の事務を受託している者をいう。

第 3 条第 3 項中「(昭和 22 年法律第 67 号)」を削る。

第 19 条第 2 項、第 20 条第 1 項並びに第 24 条第 1 項、第 6 項、第 7 項及び第 9 項中「公金徴収事務受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第 31 条第 1 項中「及び企業出納員」を「、企業出納員及び指定公金事務取扱者」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 6 年 3 月 29 日揭示済)

奈良市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第 28 号

奈良市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則

奈良市消防局の組織に関する規則（昭和 58 年奈良市規則第 42 号）の一部を次のように改正する。

「消防課 消防防災係 装備施設係

第 2 条第 1 項中 指揮救助隊 を 「消防課 消防防災係 装備施設係 本部指揮隊」に改める。
指揮支援隊 」

第 4 条第 2 項中「指揮救助隊」を「本部指揮隊」に改め、同項中第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とし、第 8 号を第 7 号とし、第 9 号を第 15 号とし、第 7 号の次に次の 7 号を加える。

(8) 災害現場の指揮に関すること。

(9) 災害現場の安全管理及び現場指揮体制の調査研究に関すること。

(10) 災害現場の情報収集及び現場広報に関すること。

(11) 災害の警戒及び防除に関すること。

(12) 消防活動技術の研究に関すること。

(13) 火災防御検討会に関すること。

(14) 警防計画及び訓練に関すること。

第 4 条第 3 項を削る。

第 8 条第 11 項中「、文化財防災官は消防監又は消防司令長」を削り、「指揮救助隊長」を「指揮隊長」に、「指揮支援隊長」を「指揮副隊長、文化財防災官」に、「指揮支援副隊長」を「指揮小隊長」に改める。

第 9 条中第 4 項を削り、第 5 項を第 4 項とし、同条第 6 項中「指揮救助隊長」を「指揮隊長」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 7 項を同条第 6 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

7 文化財防災官は、上司の命を受けて文化財の防災に関する事務を担当掌理する。

第 9 条第 9 項中「指揮支援隊長」を「指揮副隊長」に改め、同条第 10 項中「指揮支援副隊長」を「指揮小隊長」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 6 年 3 月 29 日揭示済)

奈良市消防職員の区分及び消防吏員の階級に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第 29 号

奈良市消防職員の区分及び消防吏員の階級に関する規則の一部を改正する規則

奈良市消防職員の区分及び消防吏員の階級に関する規則（昭和 44 年奈良市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表消防監の項中「、課長及び文化財防災官」を「及び課長」に改め、同表消防司令長の項中「文化財防災官、指揮救助隊長」を「指揮隊長」に改め、同表消防司令の項中「指揮支援隊長」を「文化財防災官、指揮副隊長」に改め、同表消防司令補の項中「指揮支援副隊長」を「指揮小隊長」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 6 年 3 月 29 日揭示済)